

※使用料を改定する部分は色がついております。

古代蓮会館

改定後				改定前			
利用区分		使用料（円）		利用区分		金額（円）	
		個人	団体（20人以上）			個人	団体（20人以上）
入館料 【研修室（和室）及び研 修・工作室を除く。】	大人	400	1人につき 320	入館料 【研修室（和室）及び 研修・工作室を除く。】	大人	400	1人につき 320
	小人	200	1人につき 160		小人	200	1人につき 160
研修室（和室）	午前	1,380		研修室（和室）	午前	2,100	
	午後						
	1日	2,760			1日	4,200	
研修・工作室	午前	2,620		研修・工作室	午前	3,000	
	午後						
	1日	5,240			1日	6,000	
駐車場	普通自動車	1台	500	駐車場	普通自動車	1台	500
	中型自動車	1台	1,500		中型自動車	1台	1,500
	大型自動車						
備考				備考			
1 小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。				1 小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。			
2 小学校就学前の児童が古代蓮会館（研修室（和室）及び研修・工作室を除く。）を利用する場合の使用料は、無料とする。				2 小学校就学前の児童が古代蓮会館（研修室（和室）及び研修・工作室を除く。）を利用する場合の金額は、無料とする。			
3 午前とは午前9時から午後0時30分まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、1日とは午前9時から午後4時30分までをいう。				3 午前とは午前9時から午後0時30分まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、1日とは午前9時から午後4時30分までをいう。			
4 自動車の種類は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条				4 自動車の種類は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条			

※使用料を改定する部分は色がついております。

に規定する自動車の種類による。

- 5 研修室（和室）及び研修・工作室を利用する場合において、利用者の住所（個人にあつてはその住所、法人、団体等にあつてはその所在地）が市外であるときの使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 6 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

に規定する自動車の種類による。